

総務くらし建設委員会会議録	
開 会 日	令和8年2月24日（火）午前9時30分
閉 会 日	令和8年2月24日（火）午前11時41分
場 所	長久手市役所本庁舎 2階 委員会室
出席委員	委 員 長 伊藤真規子 副委員長 おくだけんじ 委 員 木村さゆり 田崎あきひさ 富田えいじ なかじま和代 山田けんたろう わたなべさつ子
欠席委員	大島令子
欠 員	な し
会議事件 のため出 席した者 の職氏名	市長 佐藤有美 総務部長 加藤英之 次長 嵯峨 剛 市民課長 北川考志 課長補佐兼戸籍係長 村瀬裕圭 市民係長 山崎沙知 くらし文化部長 磯村和慶 次長（地域共生、観光商工、生涯学習担当） 高木昭信 次長（安心安全、環境担当）兼環境課長 近藤泰介 安心安全課長 久保田直也 課長補佐 山際裕行 防災消防係長 栗山徳明 生涯学習課長 児玉 剛 課長補佐（文化財担当） 平岡優一 課長補佐（スポーツ担当） 閑谷乙温 建設部長 横地賢一 土木課長 朝井雅之 課長補佐 舘 正也 維持管理係長 加利部圭 請願者 XXXXXXXXXX 計 20 人

職務のため 出席した者 の職氏名	議長 山田かずひこ 議会事務局長 門前 健 議事係長 村瀬紗綾香
会 議 録	別紙のとおり

別紙

委員長 開会宣言

議長 あいさつ

請願第 1 号 平池地区高層マンション建設に伴う、道路法第 47 条に基づく車両制限令の厳格な適用に関する請願

委員長 請願者から趣旨説明の申し出があったので発言を許可する。

請願者 本請願は、特定の開発事業の是非を問うものではなく、道路管理者である市に対し、道路法や車両制限令に沿った適正な事務執行という、行政として当然の責務を求めるものである。決して住民の感情論ではなく、法令の遵守と客観的事実に基づいた要望である。計画地の周辺道路は車両制限令上、大型建築車両の通行を許容しない構造であることから、市民の生命と財産を守るための基礎的な法令である道路法及び車両制限令が定める要件の適正な管理を要請する。

車両制限令には二つの重要な目的がある。交通の危険の防止と、道路構造の保全である。

現状の懸念事項について説明する。平池地区は、歩行者・自転車の人身事故多発エリアであり、通学路でありながら歩道がない。また、市街地に該当するので道路法第 47 条に基づく車両制限令第 5 条第 2 項が適用され、通行可能な車両の幅は 1.75 メートルから 2.25 メートルとなるが、一般的な大型車両の幅は 2.5 メートルあるので、基準を大きく上回る。資料 4 に示したバツ印の箇所は全て、法律上 2.5 メートルの大型車両は通行不可と判定される道路である。この生活道路に、物理的にすれ違いが不可能な大型車両を通すことは、車両制限令の趣旨・目的に明らかに逆行する。

深刻なのは、道路構造の保全である。昨年、数か月の解体工事が行われたが、追加資料の写真のとおり道路には既にひび割れが発生している。道路工学の軸重の 4 乗則によれば、重量が 2 倍になると破壊力は 16 倍になる。1 回の通行で、中型車 16 回分のダメージが蓄積されることになる。道路のひび割れは、解体工事で法則どおりの破壊が始まっているという動かぬ証拠である。さらに現在、計画地のアスファルトと側溝の間には最大 2 センチメートルもの隙間が生じており、側溝の蓋は計画地側に最大 4 センチメートル傾いている。これは、地面の下で土砂が吸い出されて、空洞化が始まっている危険な兆候でもある。ここに 10 トン以上の大型車両が通行すると、道路が陥没し、市民の生活に必要な下水管、水道管、ガス管といったライフラインを破損させるリスクが極めて高く、その復旧には莫大な公金と時間を要することになる。

以上を踏まえ、請願事項は、車両制限令の趣旨に沿った事務執行、特

定の大型車両の通行制限措置の適用、代替運搬手段の採用指導の3点である。私たちは、代案として車両のダウンサイジングを提示する。大きなバケツ（大型車）を小さなコップ（道路規格内の中型車）に変えて運搬することである。運搬回数は増えるが、住宅街での工事では一般的に行われており、技術的には十分可能である。

本市が日本一住みやすいまちである基盤は「安心安全」にあり、法令基準を超えて物理的限界を無視した計画が認められれば、市民の安全より事業効率が優先される悲しい前例を作ることになる。本請願の採否は、単なる一地区の問題ではなく、今後市内で同様な開発が起きた際に、市民の命をどう守るか、正当性を計る重要な物差しとなるはずである。市民の切実な願いを受け止め、良識ある判断をお願いする。

委員長 趣旨説明について質疑はあるか。

富田委員 総重量10トンという数値は、道路法や車両制限令などの法令上の基準を参考にしたものか、該当地区周辺の道路の構造や地域の状況を踏まえて独自に危険と判断したものか。

請願者 まず、車両制限令が定める20トンは一般制限値である。道路構造を守るための上限として、全国のあらゆる公道で超えてはならない基準であり、全ての道において20トンの車両が安全に通れるという保証ではない。私たちが10トンとした経緯は、該当地区周辺の道路の状況により、二つの限界があるからである、

一つ目は資料2と資料4のとおり、周辺道路の幅員に基づいて計算される通行可能な車両幅は1.75～2.25メートルであるが、20トンの車両は通常2.5メートルの幅がある。20トンで2.25メートル以下の規格の車両は存在しないので、大型車は、周辺道路の通行が法令上認められていないことになる。

二つ目は資料5のとおり、周辺道路のアスファルト舗装の厚さが、わずか5センチメートルの生活道路であるという点である。20トンの車両が通行するには幹線道路のように厚い舗装が必要であり、厚さ5センチメートルの舗装では、一度の通行で道路が破壊されてライフラインを損傷させる。

富田委員 10トンという数値の根拠は何か。

請願者 5センチメートルの舗装が耐えうる車両重量が10トン以内という科学的根拠である。

富田委員 請願書の提出に至るまで、アンケートを実施したり、話し合いを重ねてこられたと思うが、どのような思いや課題を共有されてきたのか。

請願者 1年以上にわたり、合計70回程度集まって話し合ってきた。不安を共有するだけでなく、弁護士を講師に招いて車両制限令や道路法などの勉強会も開催した。資料6のとおり住民アンケートも実施し、長年守ってきた通学路の安全や、地域の共有財産である道路が損傷していくことの危機感について意見があった。今日は多くの傍聴者が詰めかけている

が、その事実こそが地域全体の揺るぎない総意の証だと思っている。みんなでつくるまち条例の理念に基づいた、理想とする住民自治の姿であると考える。

富田委員 話し合いを重ねてきて、地域の住民にとってのまちのあり方とはどのようなものと共有されたのか。

請願者 将来にわたって誰もが安心して暮らせる持続可能なまちだと思っている。本市は住みやすいまちと評価されているが、その価値は華やかな開発だけでなく、子どもたちが安全に登下校できる道路や、適切に維持されたインフラといった当たり前の安全の積み重ねが、価値を作っているのだと考える。

今回の請願は開発自体を否定するものではなく、その土地のインフラの実力に見合った適正なルールづくりを求めるものであり、一部の経済効率のために公共の財産や市民の安全を犠牲にするのではなく、法令に基づいた適正な共生を図ることが大事だと考えている。

山田委員 確認だが、請願の表題に「平池地区高層マンション建設に伴う」とあるが、決してこのマンションの建設を否定するものではないということでしょうか。

請願者 建設の是非を問うものではなく、住環境に沿ったマンションであれば何も言うことはない。

山田委員 このマンションの建設に伴って影響を受ける住民の話はかねてから伺ってきたが、今回の請願事項である道路の制限は、該当地区に住む全住民に影響する内容だと認識する。請願の署名者以外の住民や、自治会に入っていない住民、また地区内には事業者もいると思うが、どのように周知し、理解を得たのか。

請願者 平池の自治区以外の周辺住民には、令和8年1月から2月にかけてチラシを作成し、2月14日に配布した。1軒ずつインターホンを鳴らして、郵便受けに入れた家もあれば、対面でしっかり説明した家もある。対面で話をした住民からは、「大型車両の通行に対して非常に不安を感じている」「安全な通学路を守ってほしい」「インフラの保全を願っている」などの切実な声や、私たちへの励ましの言葉をいただいた。周辺住民の関心は非常に高いという印象を受けた。

地区内にある造園業者には、実際に社長に会って話をし、2トン車、4トン車以上の車両は一切使わないという確認が取れている。逆に、大型車両の通行によって道路が傷み、通行できなくなる懸念があるとの声をいただいた。

山田委員 今回の請願は、平池地区に係るものだけという認識でよいのか。

請願者 表題にあるように「平池地区高層マンション建設に伴う」という認識ではあるが、先ほど説明したとおり、今後の市内の他地区での開発において、今回の内容が物差しになればよいと考えている。

山田委員 市民の命を守る消防車両や救急車両などの大型車の通行については、

本請願の対象外という認識でよいのか。

請願者 消防車両や救急車両は人命に関わるものなので、車両制限は適用してはいけないと思っている。

おくだ委員 追加資料の「解体工事（４ヶ月）による損傷の実態」について、工事前と工事後の画像が「証拠」として挙げられているが、注意書きで「実際の写真は別紙」とされている。どちらを信じればよいのか。

請願者 別紙の実際の写真の方である。

おくだ委員 画像に「証拠」とあるのは誤りか。

請願者 証拠として、別紙の実際の写真があるという認識である。

伊藤委員 工事前と工事後で、それぞれ道路を縦に切った画像となっているが、これは実際の写真ではなくイメージ図ということではないか。

請願者 画像はイメージ図であり、実際のひび割れの写真は別紙の方である。

伊藤委員 別紙の写真は Google Earth で撮られたものだと思うが、実際に私も 2022 年 3 月の写真を Google Earth で確認してみると、この時点で既にひびが入っているように見える。色や明るさの設定次第で、パソコンによっても見え方が違うし、印刷もプリンターによって粗さなどが違ってくる。この写真を出した意図は、「2022 年時点はひびがなかったが、2025 年時点では入っている」ということか、「2022 年時点はひびはあっても薄かったが、2025 年時点では大分深くなっている」ということか。

請願者 後者の方である。拡大のポイントで見られない部分もあるが、ひびは最初から入っているところもあり、それから数年が経過し、解体工事が終わってひび割れがさらにひどくなったという認識である。

おくだ委員 請願の表題と内容の整合性について確認する。請願事項の 2 点目「特定の大型車両の通行制限措置の適用」は、通行可能な車両の重量を 10 トンまでに制限してほしいという内容だが、表題のとおり「車両制限令の厳格な適用」をすると、法令の規定を例外なく適用するという意味合いになってしまう。これは、「法令の厳格な適用」ではなく、さらに厳しい基準の適用を求めるという意味合いではないか。

請願者 20 トンは一般の制限値で、最高限度であるが、該当地区の周辺道路の構造に見合った最大の車両重量は 10 トンである。

委員長 他に質疑がないようなので趣旨説明を終了する。

次に、紹介議員から請願第 1 号について説明願う。本日は紹介議員の代表である大島議員が欠席のため、紹介議員の 1 人であるなかじま議員が代理を務める。

紹介議員（なかじま議員）

請願第 1 号について説明

委員長 紹介議員の説明について、質疑及び意見はあるか。

田崎委員 道路法第 47 条及び車両制限令は、原則禁止とする制限を設けた上で、必要な条件を付して通行を許可できる制度であることについては、請願

者の方々にもコンセンサスを得られているのか。

紹介議員（なかじま議員）

当然、許可の判断は市がすることであるが、この請願の基準で実施し、特殊車両が立ち入ることを許可しないでほしいというのが請願の趣旨である。

委員長

他にないようなので、質疑及び意見を終了する。

請願第1号についてなかじま委員から、「住民の安全確保と法令に基づく適正な裁量運用とのバランスをどう考えるか」を論点とし、「当該道路の安全性および構造保全上のリスクをどのように評価するか、また通行制限の法的適用の妥当性をどう整理するか」という課題について、議員間討議を実施したい意向が表明された。意見のある委員は挙手願う。

なかじま委員 私はこの論点について、各委員からきちんと意見をいただきたいと思い、議員間討議の実施を發議した。挙手制のようだが、全員に発言いただくということでよい。

委員長

議員間討議は自由に発言できる場であるはずであり、委員長が義務的に1人ずつ発言を求めることはしない。質疑も出尽くしており、この後に討論を用意している委員もいると思う。進め方について特に申合せに定めはないので、今回はこのように進める。

なかじま委員 私の意見を述べる。住民の安全確保は行政の基本的責務であり、とりわけ生活道路においては、事故や破損が顕在化してから対応するのではなく、予防的な視点が重要である。また、予防的な運用をすることで、結果として市民の負担を抑えることになり、財政健全化の観点からも重要である。本請願は、開発そのものを否定するものではなく、法令の趣旨に沿った適性な運用を求めるものであり、賛成である。

山田委員

請願者は市と十分な協議を重ね、地域住民への説明や懸念事項への対応も丁寧に行ってきた。子どもや高齢者、子育て世代の住民が日常的に利用する生活道路について、安全面及び道路構造の保全に懸念が生じることは、ごく自然なことである。住民の安全確保と法令遵守は対立するものではなく、むしろ法の趣旨を守ることによって将来的な道路維持管理の適正化につながる。今後も持続可能な住環境を引き継ぐ観点から、本請願の意義は大きいものと考えている。

わたなべ委員

本請願にある道路は、藤が丘駅に向かう通勤・通学の自転車がたくさん走っており、子どもたちの通学路にもなっているが、見通しがよいとは言えない場所である。住民や通勤・通学者の安全な通行や、ライフラインを守る上で、状況を踏まえた重量制限は重要なことであり、市民の理解が得られるものと考えている。

伊藤委員

交通やインフラの安全面に対する請願者の方々の不安な思いはよく分かるし、決して、住民の安全がどうしてもよいという考えは持っていない。ただ、道路法第47条では通行できる車両の制限を定めているが、

第 47 条の 2 では、やむを得ないと認めるときは必要な条件を付して通行許可を出すことができるように定めている。危険のないように必要な条件は付することができるので、安全配慮がなされないということではない。一律に制限を設けることは、法律の予測可能性や公平性を害する可能性もあり、市民にとって将来、不利益になることも危惧される。第 47 条の 2 に則り、ケースごとに適切な判断をして住民の安全を守ることが大切であると考える。

田崎委員 本請願は、生活道路の安全やインフラの保全について、現行法の定める範囲内で最大化して対応してほしい、市の裁量をもって実効性のある指導を厳格に行ってほしいという趣旨だと考える。

委員長 他にないので、議員間討議を終了する。

討論

反対討論

木村委員 大型車両の通行による事故への危険性、騒音や振動などは、日常生活に直結する切実な問題であり、決して軽視すべきものではなく、地域住民の気持ちは十分理解できる。しかし、本請願は、道路法第 47 条に基づく一般的な総重量制限 20 トンに対し、10 トンという規制を求める内容である。法令上の基準と異なる数値の制限を設けることは、制度の枠組みとの整合性に慎重な検討を要すると考える。

また、請願書の文面には「マンションの建設工事を妨害する意図はない」旨の記載がある一方で、現地には多数の反対のぼり旗が設置されている状況である。住民の意思表示そのものは尊重されるべきであるが、本請願が純粋に生活環境の安全確保のみを目的とするものか、慎重に見極める必要がある。

賛成討論

なかじま委員 本請願は、開発そのものを否定するものではなく、交通の危険防止と道路構造の保全という法令の原則を、当該道路の実情に即して丁寧に適用してほしいという要望である。住民の日常生活の場である生活道路において、事故が起きてから、道路や地下構造物が壊れてからではなく、未然に防ぐ予防的観点は行政の基本的責務であり、行政に裁量があるからこそ、客観的な評価に基づいて慎重に判断することが求められている。

また、「長久手市みんなでつくるまち条例」では、市民が主体的にまちづくりに関わり、対話と協働により課題解決を図ることを基本理念としている。本請願は、地域住民が話し合い、アンケートを実施し、資料を整え、法令を調べてまとめ上げられた。そのプロセスは条例の精神を体现しており、市民参加のあり方という観点からも、重く受け止めている。

反対討論 なし

賛成討論

山田委員

本請願は、単に工事車両を制限するか否かという内容ではなく、道路法第 47 条及び車両制限令が本来掲げている、交通の危険防止と道路構造の保全という原点に立ち返り、その趣旨を適正に運用してほしいという極めて正当な願いである。本市は半世紀前から、市民主体で土地区画整理事業を行い、発展してきた。一方、道路の幅員や構造、都市インフラは、当時の基準・規格で考え作られており、50 年を経て、住宅や車両の規格、工事の仕様、建物の構造も変わってきた。市内の再開発において、各地で同様のケースが起こりうると予測され、ある意味今後への警鐘であり、市民の住環境を守るための貴重な機会である。

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成多数により、採択

<午前 10 時 31 分休憩>

<午前 10 時 45 分再開>

委員長 休憩前に引き続き会議を再開。

市長 あいさつ

議案第 24 号長久手市印鑑条例の一部を改正する条例について

市民課長 議案第 24 号について説明

わたなべ委員 この条例改正によって何が変わるのか。

市民課長 市印鑑条例第 10 条第 5 項中、電子通信事業法の改正により生じた条ずれの部分を整理するものであり、条例の内容自体が変わるわけではない。

わたなべ委員 例えばマイナンバーカードを保険証として使用する際の登録を、スマートフォンからできるようなシステムになったと思うが、それとも関連する改正か。

市民課長 本条例の内容自体は変わらない。電気通信事業法の中で、スマートフォンが規定されている条の番号が変わったために整理するものである。なぜ改正するのが印鑑条例だけかという点については、住民票などとは違い、印鑑の登録や証明については法律がなく、各自治体で定めた条例に基づいて実施しているからである。

わたなべ委員 コンビニで印鑑登録証明書の交付を受けられるようになるか。

市民課長 現在もコンビニで交付しており、変更はない。

わたなべ委員 スマートフォンで印鑑登録証明書の交付を受けられるようになるか。
市民課長 Android のスマートフォンで電子証明書を搭載したものであれば、現在も交付しており、変更はない。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論

わたなべ委員 現在、マイナンバーカードに搭載されている利用者証明用電子証明書を利用し、コンビニ等の民間事業者が設置する多機能端末から住民票の写しや印鑑登録証明書の交付が受けられるようになっている。また、法律改正によりスマートフォンでも電子証明書を利用できるようになった。政府が集積するデータはさらに大きくなり、攻撃される危険性や高齢者の不安増大につながるため、反対とする。

賛成討論 なし

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成多数により、原案のとおり可決

議案第 25 号 長久手市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

生涯学習課長 議案第 25 号について説明

なかじま委員 長久手市民野球場管理棟内に多目的室を整備するとのことである。以前 N-ハウスあいが入っていたときは、窓が曲がっていたり隙間風が入ってきたり、床面のがたつきがあったりしたが、どのような整備をするのか。また、広さはどのくらいか。

生涯学習課長 現状は会議室になっている 2 部屋を、一つの多目的室として整備する形で、広さは約 84 平米である。天井にスピーカーやスポットライトを設置する他、床を張り替え、壁の 1 面は鏡張りとし、ヨガや簡単なダンスなどの用途で使えるような想定をしている。

なかじま委員 年間の利用見込み件数と収入の想定はどの程度か。

生涯学習課長 1,250 円という使用料の設定については、令和 3 年に市の「使用料及び手数料」を見直したときの方針に従って試算した額である。指定管理者であるハマダスポーツ企画株式会社から、自主事業の運営に使用すると同時に、貸館としても使用していきたいとの話があったため、使用料を設定した。利用件数や収入の見込みは立っていない。

なかじま委員 ダンスやヨガなどの用途とのことだが、貸館としての利用制限はない

か。また、駐車場は無料で利用できるか。

生涯学習課長 利用制限については今のところ特に考えていないが、天井の高さがそれほど高くないので、例えば物を投げたりなど、激しいスポーツでの使用は難しいと考える。駐車場は無料で検討している。

なかじま委員 太鼓やバンドの練習など、音楽室としての使用は可能か。

生涯学習課長 バンドで使用するには恐らくスピーカーの容量が耐えられないと思われるのと、音楽スタジオではないので防音設備がない。そういった用途には向かないと思うが、希望があった場合は相談が必要だと考えている。

なかじま委員 利用時間帯はどのようなか。

生涯学習課長 野球場と同じで、朝9時から夜9時までである。野球場は冬季の夜間照明に関していくつかの制限があるが、多目的室については制限はない。

富田委員 ダンスで使用するには鏡が必要だが、鏡を壁に設置する予定はあるか。

生涯学習課長 先ほど説明したとおり、壁の1面は鏡張りになる。

富田委員 野球場の使用者と合わせると、駐車場が不足しないか。

生涯学習課長 乗り合わせに協力いただくなどして現状のまま稼働させたいと考えているが、不足するようになれば対応を考える。

田崎委員 今回、市民からの要望に応じて多目的室を整備するとのことだが、具体的にどのような層から、どのくらいの頻度で要望が寄せられていたのか。また利用については、団体単位か、個人単位か。

生涯学習課長 現状、杵ヶ池体育館の柔剣道場が、ハマダスポーツ企画株式会社の自主事業以外でもヨガやダンスで使用されており、そういった方々や、柔剣道をされる方からも要望があったと聞いている。

利用方法は、野球場やテニスコートなど他のスポーツ施設と同じように予約をしていただく形になる。利用に当たっては、団体単位での登録が必要である。

田崎委員 指定管理者から、施設の利用者からの要望を聞いたということだが、例えば野球場の利用がない日に管理棟の多目的室だけ利用があった場合、使用料を取ったとしても逆にコストが増えるのではないかと懸念される。この点については、指定管理料の中で対応できるとの判断か。

生涯学習課長 対象の会議室は現状使われていないが、使わなくても様々な管理は発生するので有効活用する方がよいと、市と指定管理者とで合意した。

田崎委員 収益よりも支出の方が多くなるということを認めたのか。

生涯学習課長 指定管理者の収入源としては使用料1,250円で、それに対し、滞在する職員の人件費や電気代が支出として発生することになる。収支については、指定管理者であるハマダスポーツ企画株式会社の責任で判断される。

なかじま委員 現状の管理棟のトイレは、建物内からも屋外からも入れるような作りになっていて防犯上の心配がある。また和式トイレが主だったと思うが、対応を考えているか。

生涯学習課長 現在のところ、トイレの改装の予定はない。野球場の管理棟であるため、野球場の利用者が靴のまま外から入ることを前提としたトイレになっている。和式のトイレもあり、改装が可能であれば検討したい。

山田委員 利用の需要はかなり大きいと思うが、どのようにPRしていくか。
生涯学習課長 この議案の可決が前提となるため、今回初めて公になったものであるが、指定管理者であるハマダスポーツ企画株式会社とともに、市ホームページやチラシなどで周知していきたい。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

議案第 26 号 古戦場公園再整備基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

生涯学習課長 議案第 26 号について説明

富田委員 歴史民俗体験施設の整備スケジュールの遅れの原因は何か。

課長補佐（文化財担当）

古民家移築事業の実施に当初の計画よりも時間を要したことで、歴史民俗体験施設整備事業のスケジュールも遅れた。

古民家移築事業については、途中で中止する判断があり、その後それを撤回した。一連の流れを再整理し、教育委員会に審議していただく中で、約 2 年の遅れが生じた。

田崎委員 市長公約に係る決断の部分もあったと思うが、スケジュールに遅れが生じたこと自体については、どのように評価しているのか。

課長補佐（文化財担当）

物価高騰の中、スケジュールが遅れば遅れるほど事業費も大きくなっていく。これ以上の遅れが生じないように、この古戦場再整備事業をしっかりと進めていくことが重要であると考えている。

田崎委員 事業費が大きくなる理由は、物価高騰の影響というよりは、市長公約に係る意思決定の部分が過半を占めていると思うがどうか。

課長補佐（文化財担当）

方針決定のプロセスによってスケジュールの遅れが生じたことは確かである。今後はしっかりと事業を進めていきたい。

なかじま委員 現在の基金残高はいくらか。また、スケジュールが 2 年延びたことで、物価高騰の影響等を受けて必要額が増え、基金を費用に充当する

予定はあるか。

課長補佐（文化財担当）

令和 7 年度末の残高は約 5,100 万円となる予定である。令和 8 年度に約 4,500 万円、令和 9 年度に約 600 万円を活用して使い切る。

なかじま委員 新たな寄附を募って充当していくような計画もないということでよいか。

課長補佐（文化財担当）

この基金は、旧長久手中央土地区画整備組合からいただいた寄附金を積み立てて運用しているが、その他に企業版ふるさと納税による寄附金も活用することで、増額分には対応できている。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

議案第 32 号 長久手市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

安心安全課長 議案第 32 号について説明

なかじま委員 この改正による本市の影響額はどの程度か。

安心安全課長 この条例は、火災や事故等の際に、消防団員などの民間協力者がけがや障がいを負った場合、その補償について定めたものである。現在のところ、この条例に基づいて補償を受けている人はおらず、消防団員の公務災害についても、平成 28 年 7 月 15 日に発生して以来、一度も発生していないので、条例改正による本市の影響額ははない。

なかじま委員 消防団員の確保が課題だと聞いているが、今回の改正は処遇改善というほどのものではなさそうである。本市として、これ以上の対応は考えていないということによいか。

安心安全課長 消防団員の損害補償の考え方は、基本的には公務員としての待遇の均衡を保つということである。国の給与体系の変更を追認する形で改正しており、本市独自で金額を設定することはない。

わたなべ委員 補償額が二通りあるが、どのような基準か。

安心安全課長 消防団員の補償基礎額は、入団後の勤務年数や役職に応じて規定している。

それ以外の民間の協力者に関しては、国家公務員の「一般職の職員の給与に関する法律」の公安職俸給表の号俸に合わせ、最低額と最高額を規定している。最低額は 1 級 63 号俸、最高額は 7 級 39 号俸である。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

議案第 30 号 長久手市公共用物の管理に関する条例等の一部を改正する条例について

土木課長 議案第 30 号について説明

なかじま委員 県の道路占用料等の額の改定に準じて本市も改定するとのことだが、本市独自で算定する検討はされたか。

土木課長 以前は市独自で算定していたが、前々回の改定時から、県の単価を使用している。

なかじま委員 この改定によって、年間収入はどのくらい変わるか。

土木課長 140 万円程度の増収となる見込みである。

山田委員 今後の影響として「より実態に合った占用料及び使用料になる」とあるが、具体的にどのようなことを指しているのか。

土木課長 占用料・使用料は県単価を用いて規定しているが、令和 6 年度に県単価が改正されたため、他市町の動向を踏まえて今回改定するものである。この改定により、市の固定資産価値を反映した、より状況に応じた金額になる。

山田委員 これまでは実態に合っていなかったということか。

維持管理係長 道路占用料は、固定資産税評価額を基に算定されている。平成 22 年度から、愛知県の算定資料の提供を受けて市独自で算定してきたが、平成 27 年度から資料の提供がなくなったため、市独自の算定が難しくなり、県の単価を採用することになった。大きく単価が変わるということではない。

わたなべ委員 第 3 条「準用河川の土地占用料」は、どのような土地が対象か。

建設部長 具体的な場所を挙げることはできないが、河川の上に横断する構造物などに対する占用料である。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

委員長

委員長報告は委員長と副委員長への一任を確認。

委員長

閉会宣言

午前 11 時 41 分終了

以上、要点筆記は会議内容と相違ないので署名する。

令和 8 年 2 月 24 日

総務くらし建設委員会委員長 伊藤真規子